

# 令和3年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図るための事業を行います。

## 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

新型コロナ感染拡大は、世界規模で社会・経済に大きな影響を及ぼしました。令和2年4月には全国に緊急事態宣言が発令され、身体的距離の確保やマスクの着用、密閉・密集・密接を避けるなどの「新しい生活様式」に基づく行動が求められました。

さらには、感染拡大の影響により、休業等による収入の減少や雇い止めなどによる失業者が増加し、本会での緊急小口資金及び総合支援資金の受付件数も、令和3年2月末で約550件となっています。

このような中、外出や家族との接触を控える高齢者が増加し、地域の様々なイベントや会合等が中止になるなど、お互いに顔を合わせる機会が減り、地域で生活する方々の実情が見えづらくなってきていますが、地域住民を見守り、関係機関につなぐことの重要性は増しています。

本会としても、令和2年度は「ふくしまつり」をはじめ、「喜寿祝賀会」や「障がい児（者）バスハイク」などが中止となりましたが、このコロナ禍の中で、これまでの活動のスタイルが変わることがあっても、住民の立場に立って、人と人をつなぐ活動や地域福祉推進の取組を積極的に進めていきます。

また、近年多発する自然災害の対策として、令和2年度に本施設利用者の洪水時等の円滑迅速な非難の確保を図るため「避難確保計画」を策定しましたので、平時からの避難訓練の実施など万全の備えを進めていきます。

なお、社協理事会、評議員会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、身体障がい福祉会、保護司会、遺族会、ボランティア団体等を対象にした研修会等で住民間の交流を推進します。

## 2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づく

りを推進することを使命としています。

このような中で、本会では平成30年度より川崎町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）を受託し、現在住民の方々と勉強会を重ね、「でてこんかい・かたらん会」を開催し、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めていますが、令和2年度は、吉原行政区や高見行政区に新たにサロンなどが立ち上がり、地域住民主体による集いの場ができました。

また、町内にお住いの高齢者をはじめ、町民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らしていくために、衣・食・住（生活必需品）を中心に情報収集を行い「川崎町暮らしのお助け便利帳」の作成も行いました。今後さらに川崎町社会福祉協議会が中核となり地域の生活支援の充実をめざします。

また、各種団体、組織との連携強化に努め、社会福祉に関する講座や研修会等の実施など住民一人ひとりが気軽に参加できる環境づくりにも取り組みます。

### 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

地域福祉活動を充実させるためには、ボランティア団体等の育成及びその支援は必要不可欠であり、そのためには、住民による地域づくりを高めていく環境づくりが重要です。

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい個人及び団体とボランティアを必要とする個人及び団体との調整や、ボランティア個人及び団体の活動支援、情報提供、各種講座の開催など、ボランティアに関する総合的な窓口としての活動を行うものです。

ボランティア活動の促進は、町民が主体的に地域課題を解決する第一歩であり、センターの基盤強化は、ボランティア団体の自立を促進する環境づくりの重要な課題でもあります。本会においては、令和3年度の主要事業の一つとして、川崎町と連携してボランティアセンター設置及び具体的な取組を進めます。

### 4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

福祉教育は、すべての人が「普段の暮らしの幸せ」を実現させるため、それぞれの多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための学びです。

地域の抱える課題が多様化・複雑化している今日において、地域住民が誰も排除しない（排除されない）、様々な生き方を受け入れられるような意識の醸成が不可欠です。特に学齢期における福祉の心づくりは、住民参加の地域福祉の基盤づくりに大きな役割を担っています。

そこで本会では、子どもたちや学校等が「ともに生きる」ことを意識し、福祉意識を高めることを目的として、小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープの貸出しを継続して行います。

## 5. 共同募金事業への協力

共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の推進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、福祉教育読本の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めていきます。（令和2年度は、コロナ感染症予防により喜寿祝賀会及び障がい児バスハイクは中止となっています。）

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び法人募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

なお、令和2年度の共同募金活動については、当初はこのコロナ禍での影響が多いに懸念されていましたが、令和2年8月の全員委員会において提案いただいた、町内業者への依頼についてご協力いただき、お陰で大幅に増額となり、募金目標額の1,900,000円を大きく上回る、2,118,964円となりました。令和3年度以降も様々な工夫を行い推進していきます。

## 6. 川崎町総合福祉センターの運営

新型コロナウイルスの感染予防に向けた国の自粛要請及び川崎町との協議に基づいて、結果的には令和2年3月2日から5月末までの間、貸館の受付を休止としました。その後、令和2年6月1日より当分の間、感染拡大防止のため施設の使用人数や3蜜を防ぐ対策を講じるなどの基準を設け貸館を行うこととしました。

このような中、今後も引き続き、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

なお、川崎町総合福祉センターが新しく建て替わり、また、平成31年4月

より川崎町地域包括支援センター業務を本会が受託することとなり、令和2年4月より川崎町老人福祉センターに子育て支援センター業務が開設されましたが、引き続き、保健センター、老人福祉センター、総合福祉センター施設を活用し、高齢者、子ども及び障がい者福祉サービスの機能連携強化に向けて取り組んでいきます。

## 7. 心配ごと相談業務

心配ごと相談事業は、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、福祉の増進を図ることを目的に、川崎町より事業委託を受けて実施していますが、これまで、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、学識経験を有する者計10名の相談員で相談業務を進めてきました。

令和2年度からは、川崎町と本事業の運営内容等について協議を行い、相談開設日を「毎月第2及び第4水曜日」に変更し事業の推進を図っています。

今後とも、相談者の様々な悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実を図ります。

## 8. 川崎町老人福祉センターの運営

老人福祉センターについても、令和2年3月から5月までの間、浴場の営業を中止しましたが、この期間を活用して、利用者の方々がより気持ちよく利用できるように施設の一部改修工事を行いました。

現在は、新型コロナウイルスの感染予防のため、カラオケや運動・娯楽室の利用を当分の間休止とし、受付時での検温や換気などの対策を講じていますが、今後は、新しい生活様式の中で、引き続き利用しやすい環境整備を進めていきます。

なお、施設の経年劣化により、機器の故障や修繕箇所が生じていますが、限られた予算の中で、日頃からの点検を行いながら優先順位を考慮して実施してまいります。

## 9. 居宅介護支援事業

居宅支援事業における利用者数が倍増したことと、制度改正により主任介護支援専門員を配置しなければならないことから、令和2年度から2名態勢で事業実施することになりました。

このことにより、支援依頼も積極的に受けることが出来、困難事例において

も対応可能となりました。支援地域においては町内のみでありましたが、現在では、町外（田川市、添田町、香春町）へと拡大できています。

今後も、利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じ、自分らしく生活を営むことができるよう、自立支援と介護予防の視点を持ったケアマネジメントを法令に即して実施するとともに、他職種との連携を強化することで質の高いサービスの提供に努めます。

また、しばらくは厳しい経営状況が続きますが、町内外からの利用者の獲得増やこれに伴う事業所加算の算定可能な体制づくりを目指すとともに、働きやすい職場環境づくりの構築を進めていきます。

## 10. 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業

### (1) 訪問介護事業

利用者のできる能力を把握し、心身の特性や状況などに応じた適切なサービスの提供に努め、利用者の状況に合わせた介護をスタッフ全員が対応できるよう事業所内研修を行います。また、合同研修会に積極的に参加し、よりよいケアに繋げるよう技術・知識習得を目指します。

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域の中で、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行うとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

### (3) 障がい福祉サービス事業

障がいのある方が、日常生活及び社会生活を自分らしく過ごすことができるよう、利用者の意見及び人格を尊重するとともに、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

また、関係機関との綿密な連携を図りながら、居宅介護事業や重度訪問介護事業、知的・精神障がいのある方の外出等の移動支援、視覚障がいのある方の同行援護事業を行うとともに、質の高いサービスの提供に努めます。

なお、ヘルパーの人材確保については次のとおり取組を進めます。

- ・実習生を受け入れ、育成に協力していきます。
- ・初めて訪問介護員になる方でも不安なく訪問に行けるよう、研修の実施や同行訪問により指導を行います。
- ・資格取得のための勤務調整を行います。
- ・体調不良時の勤務交代など、職場環境を整備し定着率の向上に努めます。

また、スタッフのスキルアップのため、次のように取り組みます。

- ・月1回ヘルパーミーティングを開き、利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達を行いサービスの提供に努めます。
- ・ヘルパーやサービス提供責任者の訪問により、利用者の声を聞き、必要に応じて多職種との連携をとり問題の解決と改善に努めます。
- ・年1回、利用者のアンケートを実施し改善点を見直します。

### 1.1. 障害者(児)相談支援事業

事業開設から4年目の令和元年度に初めて黒字にすることができましたが、令和2年度についても黒字の見込みとなっています。この黒字状況を継続させるためにも、利用者・関係機関から信頼される相談支援事業所であることを心がけて取り組んでいきます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供し、障がい者一人ひとりの人権と意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の生活を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスの提供を受けるための計画作成を行います。そのために利用者との会話をスムーズに進め、必要な事柄を聞き取り、迅速に適切な支援を提供できるよう、聞く力を鍛え、対話力を高めるなど、相談支援専門員としての資質向上に努めます。

また、地域や事業所、行政など関係機関に働きかけを行います。

### 1.2. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸し付けを行う「緊急小口資金」と「総合支援資金」の受付が、令和2年3月末から開始しましたが、感染症の日常生活への影響が長期化する中、本会においても連日の相談予約が続き、令和3年2月末で500件を超える状況となっています。本会職員にはおいては、厳しい勤務状況となっていますが、生活に困窮されている方々への支援において大変重要な制度であるため、引き続き利用者の立場に立った丁寧な対応を行っていきます。

### 13. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

### 14. 川崎町地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることのできる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

川崎町から本会に事業委託された以降、年々相談件数が増加傾向にあり、しかも高齢者の個別課題も複雑化してきていますが、毎月1回、町高齢者福祉課と「地域包括支援センター連携会議」を開催し、事業運営について協議を進めています。地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

### 15. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が利用する日常生活自立支援事業については、現在、社協職員を専門員及び生活支援員として配置して、関係調査や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等々を行っています。また、福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業で、社協が窓口として運営していますが、今後も引き続き細やかなサービス提供が迅速にできるよう努めます。